

⚠️重要

シン・日管協預り金保証制度始動!!



日管協

(令和6年10月8日時点版)

国土交通省が

『賃貸住宅管理業法FAQ集』で
[預り金への保全措置]を推奨!

日管協預り金保証制度加入のご案内



貴社は
『望ましくない状態』に
なっていませんか?

＜賃貸住宅管理業法 FAQ集 (令和6年10月8日時点版)＞より抜粋
経営状況の悪化や経営破たんなどにより、本来オーナーに支払われるべき
金銭をオーナーに引き渡せなかった場合は、オーナーや入居者がその損害を
被ることになります。賃貸住宅管理業者が不測の事態に備え、**オーナーに
引き渡すべき金銭を保証弁済する公益財団法人日本賃貸住宅管理協会
の預り金保証制度に加入**することや、信託口座を活用した分別管理を
することなどによって、**自主的に保全措置を講じることは**、賃貸住宅管理
業者として望ましいことと考えられます。

つまり、

国土交通省から、家賃等の「預り金への
保全措置の必要性」と「その保全措置を
講じることが賃貸住宅管理業者として望
ましい状態であること」が、明示されました。
つまり、保全措置(日管協預り金保証制度
に加入等)を講じていない事業者は、**【賃貸
住宅管理業を営む上で、望ましくない状態】**
と当協会を考えます。

「賃貸住宅管理業法 FAQ集」で推奨されている、**業界唯一の保証制度**

今すぐ
対策

「日管協預り金保証制度」

制度のご案内・
申込みはコチラ→



R6年10月~制度拡充!

保証弁済限度額

最大5,000万円に引上げ!



公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会

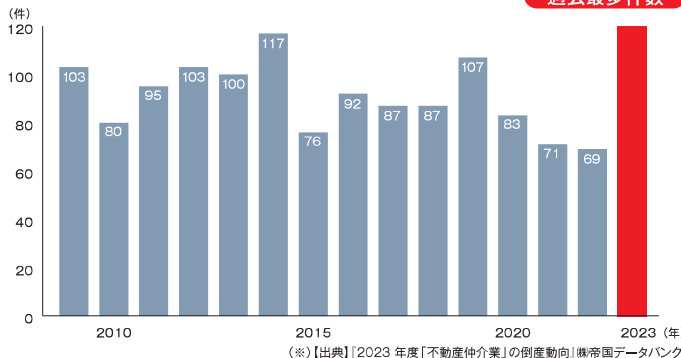
〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-7-12 サピアタワー18階 TEL 03-6265-1555 URL <https://www.jpma.or.jp>

令和5(2023)年の不動産業の倒産件数が過去最多!

帝国データバンクによると、令和5(2023)年に発生した不動産業の倒産は過去最多を更新し、前年から7割増と大幅に増加しました。

令和6(2024)年4月には、居住者から徴収した賃料が、賃貸住宅管理会社からオーナーに対して支払われず、その後に倒産した事例も発生しています。

●「街の不動産屋(不動産仲介業)」倒産件数 推移



👉だから、「預り金の保全措置」が必要

日管協預り金保証制度とは?

【保証×信用格付】がオーナー・入居者に“あんしん”をお約束します。

『日管協預り金保証制度』は、制度加入会社(管理会社)に万一倒産等が発生した場合、管理会社が預かっている、オーナーに渡すべき家賃等の“預り金”を当協会が一定額を限度に保証弁済する、賃貸住宅管理業界唯一の保証制度です。

●本制度の「オーナー」とは居住用の賃貸物件について、本制度に加入する管理会社と賃貸管理受託契約またはサブリース原契約を締結している建物所有者をいいます。



◆令和6年から保証弁済限度額を、最大5,000万円に引上げ!

条件によって引き上がる個社の限度額

令和6年10月より、本制度に長期加入し、審査が良好な会社(賃貸住宅管理業登録業者)に対し、保証弁済限度額を最大5,000万円に引上げ、長く健全に経営を行っている加入者がメリットを享受できる保証内容へ拡充しました。



◆自社の【健全経営の証明】に! 選ばれる管理会社になる。

本制度の加入には、第三者機関による厳正な経営状態の審査があるため、加入会社にとって【経営の安定した管理会社である証明】になります。

また本制度への加入は、賃貸住宅管理業者に求められる預り金の適切な管理・保全の実施をオーナー等へ示すことができ、他社との差別化につながります。

保証弁済
管理会社に万一倒産が発生した場合、オーナーに引き渡されなかった預り金を守る

信用格付
第三者機関の経営状態の厳正な審査による「健全経営の証」

信頼と安心
オーナーに選ばれる管理会社

**現在! 4月保証開始分の
申込み受付中です。**

申込締切: 令和 2月21日(金)

所定の申込書の他、必要となる決算書類をご準備ください。

パンフレットや加入案内の詳細は下記ホームページよりご確認ください。

<https://www.jpm.jp/deposit/> ▶

